

平成22年度 木曾三川安全利用啓発及び環境教育活動業務  
企画競争実施にかかる説明書

1. 業務の概要

(1) 業務目的

本業務は、河川利用者に対して、水難事故を未然に防止して河川を安全に利用することを理解していただくことを目的として「水辺の安全ハンドブック」、「危険箇所マップ」を活用した安全教育活動を実施するとともに、環境教育、水生生物調査を実施する。

(2) 業務内容

本業務で実施する業務は以下のとおりである。

1) 木曾三川安全教育活動

河川を安全に利用するために留意すべきことや木曾三川で啓発できる安全利用に関する教材である「水辺の安全ハンドブック」、「危険箇所マップ」を活用し、現地での活動を通して安全教育を行う。

現地での安全教育は、5箇所(木曾川2、長良川2、揖斐川1)を抽出し、7～8月にかけて実施する。

2) 木曾三川子ども環境学習活動

流域の子どもを対象に、「川で遊び 川で学ぶ」をテーマに川の体験活動をとおして、川に学ぶ社会の形成を目指し、木曾三川に関する総合学習活動を行う。

木曾川・長良川・揖斐川の各河川で2箇所ずつ計6日間実施する。

3) 木曾三川水生生物調査

河川の水質調査の一貫として、小学生から一般の方の参加を得て「今後の河川水質管理の指標(案)」(国土交通省河川局河川環境課 平成21年3月)、「川の生きものを調べよう 水生生物による水質判定」((財)河川環境管理財団 平成16年6月)に基づいて調査を実施することとし、地元の学校と連携を図ってより多くの方が調査に参加できるように呼びかける。

また、調査に際しては、河川環境や河川の安全利用についても理解を深めてもらう。

調査時期：7～8月

調査箇所：別紙1に記載された16箇所

(3) 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から平成22年12月15日までを予定している。

(4) 業務打合せ

業務の打合せは4回行うものとし、管理技術者が出席するものとする。

(5) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書 (A4版) 1部
- ・ 電子データ (CD-R) 1部

(6) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1) 資料名：平成19年度木曾三川環境教育及び河川愛護啓発活動業務  
平成20年度木曾三川環境教育及び河川愛護啓発活動業務  
平成21年度木曾三川安全教育資料作成業務

- 2) 閲覧場所：国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所調査課  
(岐阜市忠節町5-1 TEL 058-251-1125)

- 3) 閲覧期間：企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで(事前に木曾川上流河川事務所調査課に連絡すること。)

(7) 概算予算額

本業務の参考業務規模は、450万円程度を想定している。

2. 企画競争実施に関する提案内容

(1) 本業務の企画競争の実施にあたり企画提案書に記載すべき事項及び留意事項は次のとおりとする。企画提案書は、様式1とする。

提案内容	記載にあたっての留意事項
------	--------------

1	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式で、A4版20枚以内とする。</li> <li>・業務実施方針、業務手法、業務フロー、工程計画について具体的に記載する。特に以下の項目については必ず記載すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 木曾三川安全教育活動 木曾三川の安全利用に関する効果的な教育活動に関する企画</li> <li>2) 木曾三川子ども環境学習活動 木曾三川の子どもの対象にした環境学習活動に関する企画</li> </ol> </li> <li>・業務実施体制について具体的に記載する。(様式2参照)</li> <li>・配置予定管理技術者について、経歴等を具体的に記載する。(様式3参照)</li> </ul>
2	同種又は類似の業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書の提出者が過去に受注(再委託による業務の実績は含まない。)した「同種又は類似業務」の実績について記載する。</li> <li>・同種業務とは、河川の利用に関する調査又は企画・運営業務、及び河川の環境教育に関する企画・運営業務(同一業務でなくてもよい)をいう。</li> <li>・類似業務とは、河川の利用に関する調査又は企画・運営業務、又は河川の環境教育に関する企画・運営業務をいう。</li> <li>・実績として記載した業務の契約書及び仕様書の写しを添付すること。</li> <li>・記載する業務は平成16年度以降に完了した業務とし、記載する業務数は最大3件までとする。</li> <li>・記載様式は様式4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚以内に記載する。</li> </ul>
4	参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積書(内訳を含む)を提出すること。</li> <li>・参考見積書は、積算の参考として用いる。</li> </ul>

(2) その他

本業務の契約書(案)は別添-1、特記仕様書(案)は別添-2のとおりである。

(3) 担当部局

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所調査課地域連携係

電話 : 058-251-1125

FAX : 058-251-1150

電子メール : cyousa@info.kisosansen.go.jp

3. 企画提案書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

2. (3)と同じ

(2) 提出方法

2. (3)に掲げる提出先に持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)、ファクシミリ又は電子メールによること(ファクシミリ又は電子メールの場合には着信を確認すること)。なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外の提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

一太郎 2007 以下

Microsoft Word2002 以下

Microsoft Excel2002 以下

その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下

画像ファイル JPEG及びGIF形式

圧縮ファイル LZH形式

・ファイル総量は1メガバイト以内とすること(2つ以上のファイルは認めない)。

・プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

(3) 提出期限

平成22年4月5日(月)16時00分

(4) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合、企画提案書はいかなる場合も受理しない。

(5) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの実施に要する費用及びヒアリング参加に要する費用等は提出者の負担とする。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があること。提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的に使用しないこと。

(8) 企画提案書提出後の記載内容変更又は取消しは、発注者の指示に従って行う場合を除き認めない。

また、企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

#### 4. 企画提案書の提出に際し、不明な点がある場合の質問の受付方法等

(1) 質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4版)により行うものとし、持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。(ファクシミリ又は電子メールの場合には着信を確認すること。)なお、文書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付先：2.(3)に同じ

② 質問の受付期間：平成22年3月17日(水)～平成22年3月26日(金)  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から企画提案書の提出期限の2日前(休日を含まない。)以内にファクシミリ及び電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

① 閲覧場所：〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 1Fロビー掲示板

② 閲覧期間：回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

#### 5. ヒアリングの実施

(1) ヒアリングについて

提出された企画提案書の説明を受けるためのヒアリングを開催する。開催日は以下のとおり予定している。

① 実施場所：中部地方整備局木曾川上流河川事務所会議室

② 実施日：平成22年4月7日(水)～4月8日(木)

③ 出席者：管理技術者(主たる予定担当者)。なお、当該業務に従事する予定の担当者の同席は認める。

④ その他：時間は後日連絡する。ヒアリング参加時の追加資料は受理しない。

#### 6. 企画提案を特定するための評価基準

(1) 企画提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、以下のとおりである。

番号	評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		
			判断基準			
1	企画提案書	企画内容	業務内容全体	業務の実施方針、手法、計画が具体的に設定され、実現性・妥当性がある場合に優位に評価する。	10	
			木曾三川安全教育活動	木曾三川の安全利用に関する効果的な教育活動に関する企画内容が具体的に設定され、実現性・妥当性がある場合に優位に評価する。	10	
			木曾三川子ども環境学習活動	木曾三川の子どもを対象にした環境学習活動に関する企画内容が具体的に設定され、実現性・妥当性がある場合に優位に評価する。	10	
2	業務の実績	専門性	業務執行	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は特定しない。	5

		情報収集力	地域精通度	過去5年間の中部地方整備局管内での業務実績の有無	下記の順位で評価する。 ①木曾川上流河川事務所での実績がある。 ②中部地方整備局管内での実績がある。 なお、上記に該当しない場合は加算しない。	5
3	配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①NPO川に学ぶ体験活動協議会(RAC)公認トレーナー又はインストラクターの資格を有する。 NPO自然体験活動推進協議会(CONE)公認コーディネーター又はインストラクターの資格を有する。 ②プロジェクトワイルド エducーター ③技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋、総合技術監理部門:建設-河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有する。 RCCM(河川・砂防及び海岸・海洋)の資格を有する。 なお、上記の資格を有しない場合は特定しない。	5
4	参考見積書	業務コストの妥当性			提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には選定しない。	数値化しない

(2) 企画提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは6。(1)の評価に加え以下の項目を追加する。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
ヒアリング	業務理解力	業務目的、業務内容を十分理解している。	10
	コミュニケーション力	質問に対する応答が明確、かつ迅速である。	10
	取り組み姿勢	業務への取り組み姿勢が積極的である。	10

## 7. 企画提案の特定

特定された者に対しては、書面（特定通知書）により通知する。

## 8. 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）をもって、分任支出負担行為担当官から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（暦日）以内に、書面（書式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（暦日）以内に書面（様式自由）により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。
  - ① 受付場所：2.(3)の提出先と同じ。
  - ② 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。

## 9. その他の留意事項

- (1) 契約書作成の要否等  
別添-1の契約書（案）により契約書を作成するものとする。
- (2) 支払条件  
前払金 無  
部分払 有
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
2.(3)に同じ

## 水生生物調査箇所一覧

番号	箇所名	地先名	調査①	調査②
1	中濃大橋	美濃加茂市深田	○	—
2	犬山頭首工	犬山市大字木津字西ノ山	○	○
3	平成川島橋	各務原市川島町	○	○
4	東海北陸自動車道南派川橋	一宮市北方町	○	—
5	馬飼大橋	羽島市桑原町前野	○	—
6	藍川橋	岐阜市加野	○	○
7	長良橋	岐阜市長良町	○	—
8	忠節橋	岐阜市忠節町	○	○
9	河渡橋	岐阜市江崎	○	—
10	穂積大橋	岐阜市下奈良	○	—
11	古川橋	岐阜市南正木	○	○
12	岡島橋	揖斐郡揖斐川町岡島	○	○
13	平野庄橋	揖斐郡大野町公郷	○	—
14	鷺田橋	瑞穂市呂久	○	○
15	揖斐大橋	大垣市万石	○	—
16	広瀬橋	養老郡上石津町沢田	○	—

注) 調査①は「川の生きものを調べよう 水生生物による水質判定」に、調査②は「今後の河川水質管理の指標(案)」に基づいて実施する調査である。

契約書(案)

業務等委託契約書

取印  
入紙

1 委託業務の名称

2 履行期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

3 業務委託料 ¥

うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 ¥

4 契約保証金

5 調停人

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住所  
発注者  
官職氏名

印

住所  
受注者  
氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
  - 3 甲は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
  - 4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 5 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第41条の規定に基づき、甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
  - 4 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付。
  - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供。
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証。
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

- 第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
  - 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（調査職員）

- 第7条 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
    - 一 甲の意図する業務を完了させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
    - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
    - 三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
    - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
  - 3 甲は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
  - 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
  - 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第8条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第9条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第10条 乙が調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第11条 甲は、管理技術者又は乙の使用人若しくは第5条第3項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第12条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引き渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、

甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第18条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とした

とき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第18条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第19条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第20条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第21条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日(第19条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第22条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第23条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

#### (一般的損害)

第24条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第25条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第26条 甲は、第6条、第14条から第18条まで、第20条、第23条又は第24条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

#### (検査)

第27条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

#### (業務委託料の支払)

第28条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### （部分払）

第29条 乙は、業務の完了前に業務の履行部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中回を超えることができない。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の履行部分の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の業務委託料相当額} \times 9 / 10$$

- 6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

#### （第三者による代理受領）

第30条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条若しくは第29条の規定に基づく支払をしなければならない。

#### （部分払の不払に対する業務中止）

第31条 乙は、甲が第29条において準用される第28条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第32条 甲は、業務にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第27条若しくは第29条の規定による検査を受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 甲は、業務にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、かしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第33条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第29条の規定による業務の履行部分に相応する業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第28条第2項若しくは第29条第4項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第33条の2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払

いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (甲の解除権)

第34条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第36条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第35条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (乙の解除権)

第36条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第16条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

#### (解除の効果)

第37条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第29条に規定する履行部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（第29条の規定による履行部分がある場合には、当該部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

#### (解除に伴う措置)

第38条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しな

なければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第34条によるときは甲が定め、第35条又は第36条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

#### (保険)

- 第39条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

#### (賠償金等の徴収)

- 第40条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### (紛争の解決)

- 第41条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、頭書記載の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、甲乙それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（明治26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

#### (契約外の事項)

- 第42条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

## 平成22年度 木曾三川安全利用啓発及び環境教育活動業務 特記仕様書（案）

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、木曾川上流河川事務所が実施する「平成22年度 木曾三川安全利用啓発及び環境教育活動業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施は、契約書によるほか、本特記仕様書に基づき行わなければならない。

### 第2条 業務目的

本業務は、河川利用者に対して、水難事故を未然に防止して河川を安全に利用することを理解していただくことを目的として「水辺の安全ハンドブック」、「危険箇所マップ」を活用した安全教育活動を実施するとともに、環境教育、水生生物調査を実施する。

### 第3条 業務内容

#### 1 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の実施方針、業務計画を立案するものとする。

#### 2 打合せ協議

打合せは、4回行うものとする。

#### 3 木曾三川安全教育活動

河川を安全に利用するために留意すべきことや木曾三川で啓発できる安全利用に関する教材である「水辺の安全ハンドブック」、「危険箇所マップ」を活用し、現地での活動を通して安全教育を行う。

現地での安全教育は、5箇所(木曾川2、長良川2、揖斐川1)を抽出し、7～8月にかけて実施する。

#### 4 木曾三川子ども環境学習活動

流域の子どもを対象に、「川で遊び 川で学ぶ」をテーマに川の体験活動をとおりして、川に学ぶ社会の形成を目指し、木曾三川の環境に関する総合学習活動を行う。  
木曾川・長良川・揖斐川の各河川で2箇所ずつ計6日間実施する。

#### 5 木曾三川水生生物調査

河川の水質調査の一貫として、小学生から一般の方の参加を得て「今後の河川水質管理の指標(案)」（国土交通省河川局河川環境課 平成21年3月）、「川の生きものを調べよう 水生生物による水質判定」（(財)河川環境管理財団 平成16年6月）に基づいて調査を実施することとし、地元の学校と連携を図ってより多くの方が調査に参加できるように呼びかける。

また、調査に際しては、河川環境や河川の安全利用についても理解を深めてもらう。

調査時期：7～8月

調査箇所：別紙1に記載された16箇所

#### 6 報告書作成

各資料作成及び調査の成果品をとりまとめる。

### 第4条 資料の貸与

貸与する資料は以下のとおりとする。

- ・平成21年度 木曾三川安全利用資料作成業務
- ・平成20年度 木曾三川環境教育及び河川愛護啓発活動業務
- ・平成19年度 木曾三川環境教育及び河川愛護啓発活動業務

## 第5条 成果品

成果品は、以下に示すものとし、提出先は木曾川上流河川事務所調査課とする。

- ・ 報告書（A4版） 1部
- ・ 電子データ（CD-R） 1部

## 第6条 管理技術者

業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めること。

## 第7条 著作権の譲渡等

- 1 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、受注者は、当該著作物について著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を発注者に対し行使しないものとする。

- 2 受注者以外が所有する著作物（イラスト、写真等）を成果物に使用する場合等で、上記によりがたい場合はあらかじめ発注者の承諾を得るとともに、対象となる著作物と所有者（著作権及び著作者人格権）の名称、連絡先を提出するものとする。

## 第8条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、下記に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等などの軽微な業務の再委託については、発注者の承諾を必要としない。
- 3 再委託の協議については、契約書第7条第3項に基づき、再委託の相手方の住所、氏名、再委託業務内容、担当者氏名、再委託の必要性、再委託する業務の契約金額（予定）を明記した再委託協議書を履行体制に関する書面の提出期限までに発注者に提出し承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、再委託について発注者より承諾を得た場合は、次の事項を記載した履行体制に関する書面を発注者に提出するものとする。
  - 一 再委託等の相手方の住所、氏名、並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
  - 二 再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲

## 第9条 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2 受注者は、別紙-2「業務における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第10条 疑義

管理技術者は、本特仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して決定するものとする。

## 水生生物調査箇所一覧

番号	箇所名	地先名	調査①	調査②
1	中濃大橋	美濃加茂市深田	○	—
2	犬山頭首工	犬山市大字木津字西ノ山	○	○
3	平成川島橋	各務原市川島町	○	○
4	東海北陸自動車道南派川橋	一宮市北方町	○	—
5	馬飼大橋	羽島市桑原町前野	○	—
6	藍川橋	岐阜市加野	○	○
7	長良橋	岐阜市長良町	○	—
8	忠節橋	岐阜市忠節町	○	○
9	河渡橋	岐阜市江崎	○	—
10	穂積大橋	岐阜市下奈良	○	—
11	古川橋	岐阜市南正木	○	○
12	岡島橋	揖斐郡揖斐川町岡島	○	○
13	平野庄橋	揖斐郡大野町公郷	○	—
14	鷺田橋	瑞穂市呂久	○	○
15	揖斐大橋	大垣市万石	○	—
16	広瀬橋	養老郡上石津町沢田	○	—

注) 調査①は「川の生きものを調べよう 水生生物による水質判定」に、調査②は「今後の河川水質管理の指標(案)」に基づいて実施する調査である。

## 業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

## (関係法令等の遵守)

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

## (行政情報の目的外使用の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

## (社員等に対する指導)

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

- 2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

## (契約終了時等における行政情報の返却)

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

## (電子情報の管理体制の確保)

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

- 2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

## (電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

## (事故の発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

- 2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。
- 4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責を負うものとする。